

箕輪町新技術及び新製品開発事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年4月1日

箕輪町長 白鳥 政徳

### 箕輪町新技術及び新製品開発事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小製造業者が新分野進出及び新事業の展開を目的に行う新技術及び新製品の開発事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、箕輪町補助金等交付規則（昭和55年箕輪町規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、箕輪町新技術及び新製品開発事業補助金審査会設置条例（平成29年箕輪町条例第 号）において使用する用語の例による。

2 この要綱において、「コア企業」とは、中小製造業者であって補助対象事業における製品評価及び製造から販売の全事業を行う同業者又は異分野の事業者との連携体を代表するものをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、中小製造業者のうち次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 創業後1年を経過した者
- (2) 創業後1年を経過したコア企業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する中小製造業者は対象としない。

- (1) 箕輪町暴力団排除条例（平成23年箕輪町条例第15号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者
- (2) 町税等を滞納している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める者

(補助金の交付)

第4条 町長は、前条第1項に掲げる者のうち次に掲げる要件を満たすもの（他の連携体の構成者として、過去に同一の新技術及び新製品開発事業その他それらの事業に準ずる事業として補助金の交付を受けたものを除く。）が行う新技術及び新製品開発事業に対し、補助金を交付するものとする。

- (1) 町内で製品若しくは技術の開発又は製品の製造を行っていること。
- (2) この要綱に基づき、過去に同一の新技術及び新製品開発事業その他それらの事業に

準ずる事業として補助金の交付を受けていないこと。

(3) 補助金の交付を受けようとする事業について、他の補助金の交付（国、県その他の団体によるものを含む。）を受けていないこと。

(4) 申請年度に事業の完了が見込めること。

(5) その他町長が認める要件

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次のとおりとする。

交付対象者	補助金の額
第3条第1項第1号に該当するもの	補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、50万円を限度とする。
第3条第1項第2号に該当するもの	補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、100万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする中小製造業者（以下「申請者」という。）は、以下に規定する箕輪町新技術及び新製品開発事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、当該補助年度の4月末日までに町長に提出するものとする。

(1) 箕輪町新技術及び新製品開発事業補助金事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 町税等完納証明書

(4) 会社のパンフレット（連携の場合は連携するすべての企業のもの）

(5) その他町長が必要と認めるもの

（補助金の交付決定）

第8条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは速やかに交付決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、交付決定の審査にあたっては、箕輪町新技術及び新製品開発事業補助金審査会（以下「審査会」という。）に諮るものとする。

（補助金の変更又は中止）

第9条 前条の交付決定を受けた者が、交付決定を受けた新技術及び新製品開発事業（以下「開発事業」という。）の内容を変更しようとするとき、又は中止しようとするときは、箕輪町新技術及び新製品開発事業補助金変更・中止申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更・中止申請書の提出があったときは、速やかに審査し、その結果について申請者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 申請者は、開発事業が完了したときは、完了後1月以内又は年度末のいずれか近い期日までに箕輪町新技術及び新製品開発事業補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 箕輪町新技術及び新製品開発事業補助金事業報告書(様式第6号)
- (2) 領収書等支払を証する書類の写し
- (3) 事業別経費内訳書
- (4) 事業実施の成果物の写真等
- (5) その他町長が必要と認めるもの

(補助金額の確定)

第11条 町長は、前条に規定する実績報告書等の提出があったときは、交付決定の内容及びこれに付した条件変更に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第12条 申請者は、前条の通知を受けたときは、速やかに箕輪町新技術及び新製品開発事業補助金請求書(様式第7号)により補助金の請求をしなければならない。

(成果の報告)

第13条 申請者は、審査会において事業の成果を報告するものとする。

(補助金の返還)

第14条 町長は、申請者が偽りその他不当な手段により第8条の規定による補助金の交付を受けたと認めるときは、その決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

別表(第5条関係)

補助対象経費区分	経費の内容
原材料費	原材料の購入に要する経費
機械工具費	機械又は工具の試作、改良、購入、借用又は修繕に要する経費
外注加工費	加工・設計及び分析・検査等の外注・依頼に要する経費
技術導入提携費	技術指導等に要する経費
委託費	支援機関に試作開発の一部を委託する場合の経費
専門家謝金	大学等の指導・助言等を受けるための専門家への謝礼
特許権取得費	特許権の取得等に要する経費
その他経費	その他町長が認める経費